

(公社) 日本水産学会 臨時社員総会 (令和7年7月19日)

第3号議案

(公社) 日本水産学会における代議員制導入に向けた
方針 (案)

上記、方針 (案) について、その背景と要点を
以下に説明します。

代議員制導入の背景

社団法人における社員総会は・・・

役員の選任や定款の変更など社団法人の重要事項等を決定する
最高意思決定の場

日本水産学会では、公益社団法人化の前の社団法人の時代から、正会員を社員として、総会での議決権を社員（正会員）全員が保有

公益社団法人化の際にも、代議員制への切り替えも考えられたが、ひとりでも多くの正会員に、学会の活動や運営状況について知ってもらいたいという考えのもとで現体制を維持してきた

代議員制導入の背景

社団法人における社員総会は・・・

役員の選任や定款の変更など社団法人の重要事項等を決定する
最高意思決定の場

(公社)日本水産学会は正会員約2,500名を擁し、社員総会の成立要件として、定款第17条に「総社員の議決権の過半数を有する社員が出席」することが必要と定められている

特別決議を行う場合は、定款第17条第2項に「総社員の議決権の3分の2以上」の賛成が必要と定められている

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第13条2項には「業務の決定が適正に行われることを確保するための体制」を整備することが定められている



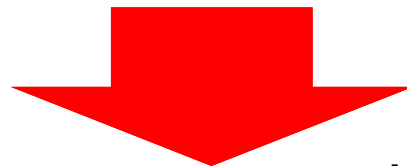
近年、この定款に定められた総会の成立に必要な議決権数を確保することに大きな労力を要する状況が続いている

代議員制導入の背景

総会出席者

令和6年度	（委任状・議決権行使書1343＋会場8名）	56%
令和5年度	（委任状・議決権行使書1382＋会場36名）	58%
令和4年度	（委任状・議決権行使書1614＋会場6名）	64%
令和3年度	（委任状・議決権行使書1446＋会場12名）	56%

本会では、支部ごとに正会員の選挙で選出された支部幹事という、ある種の代議員が置かれ、会の運営を担う理事や監事の候補者を選挙によって選出してきている



これを発展させ

総会においても、代議員によってより専門性の高い観点から役員の選任と運営に関する決定を適正に行なっていくような体制が考えられる

代議員制の概要

【代議員制とは】

全会員が直接意思決定をするのではなく、選ばれた代表（代議員）が会員を代表して議論・決議を行う仕組み

【代議員の役割】

- ・支部ごとに会員の代表として意見を集約し、理事会に提出することで学会運営に反映
- ・総会に社員として参加（出席）し、議決権を持って（従来の総会では全正会員が議決権を持っていたが、代議員制導入後は代議員が議決権持つ）、議案の提出や議決に参加する

導入によるメリット

【意思決定の迅速化】

- ・代議員によって、総会ではより専門性を高めた観点から、役員の選出や事業報告・事業計画、会計決算報告や予算などに対して意思決定が可能となる
- ・代議員が支部の意見を集約して理事会に意見具申することで、大規模な意見の反映が容易になる

【学会運営の透明性向上】

- ・決定プロセスの可視化により、会員に対する説明責任を強化
- ・代議員が意思決定のプロセスに関与することで、学会の運営が一部の役員だけでなく広範な会員の意思を反映する仕組みになる
- ・従来の総会よりも会員の意見を反映しやすくなる

導入によるメリット

【総会開催の負担軽減】

- ・総会開催時に正会員全員からの委任状・議決権行使書を集める必要がなくなり、総会運営の効率化とともに経費の節減が可能になる
- ・特に特別決議がある際の総会運営の大幅な効率化が可能になる

なお、従来通り、会員に対しても、総会資料として事業報告や会計決算報告と事業計画と予算は、ホームページ上で公開していく

代議員制導入に向けた課題

円滑な代議員制を担保するため内閣府 公益認定等委員会が定めた5要件

- ① 社員（代議員）を選出するための制度の骨格（定数，任期，選出方法，欠員措置等）が定款で定められていること
- ② 各会員について，社員（代議員）を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
- ③ 社員を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること
- ④ 選出された社員（代議員）が責任追及の訴え，社員総会決議の取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には，その間，当該社員（代議員）の任期が終了しないようにしていること
- ⑤ 会員に社員（代議員）と同等の情報開示請求権等を付与すること

代議員制導入に向けた課題

- ・新たに代議員選挙を行う必要が生じる

⇒従来の支部幹事選挙に代えることで新たな負担増を伴わない

- ・内閣府公益認定等委員会が『各会員について、「社員（代議員）」を選出するための選挙（代議員選挙）で、等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること』と定めている

したがって、従来の支部幹事数（各支部の正会員数の $1/25 + 5$ 名）をそのまま適用することはできない

⇒各支部の正会員数の $1/25$ の代議員数とすることでこの条件を満たす

- ・会員の意見を学会運営に反映する方法を構築する必要がある

⇒各代議員が各担当理事、支部担当理事に直接に意見を具申することで、理事会に会員の意見を適宜集約する体制を構築する

代議員制の概要

【代議員の選出方法】

各支部の正会員数の25分の1の人数を代議員として選挙で選出

現行は会員数の1/25+5名

支部	現行支部幹事数	代議員数
北海道	16	11
東北	13	8
関東	38	33
中部	19	14
近畿	15	10
中国・四国	18	13
九州	19	14
合計	138	103

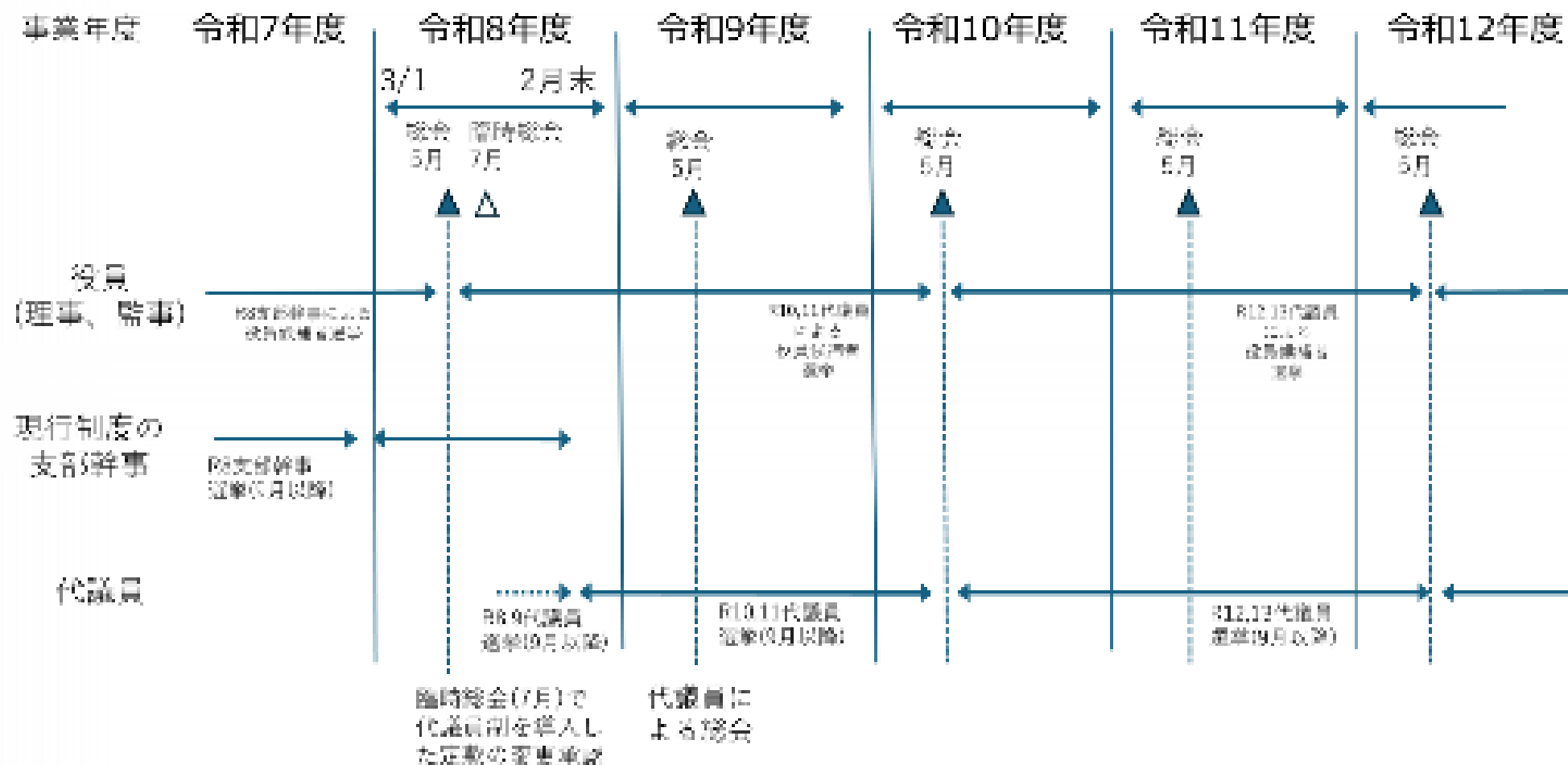
【支部幹事の廃止】

・代議員制導入に伴い、現在の支部幹事制度は廃止

導入までのスケジュール(案)

【今後の計画】

- ・令和7年度臨時総会: 代議員制導入の方針を諮る
- ・令和8年度臨時総会: 代議員制導入に必要な定款変更を諮る
- ・令和8年度中: 代議員選挙を実施し、新たな代議員制を正式開始



臨時社員総会（令和7年7月19日）における第3号議案として、
代議員制導入に向けた方針を提案し、ご審議いただきます。

第3号議案

（公社）日本水産学会における代議員制導入に向けた方針（案）

- ・本会では、組織運営の効率化及び透明性を高めた責任体制の構築を目指して、令和8年度中に代議員制を導入する。
- ・支部ごとに多様な意見を集約しつつ会員の意見を公平公正に代表する代議員を置くために、支部ごとに正会員数に応じた人数の代議員を選出する。
- ・選出された代議員を持って社団法人の社員として総会における議決権を持つこととし、令和9年度定時社員総会（令和9年5月開催予定）を開催する。
- ・このために、代議員制を定めた定款の変更を令和8年度総会に諮る。

第3号議案

(公社)日本水産学会における代議員制導入に向けた方針(案) 続き

- ・代議員の任期は、選出後に開催される最初の定時社員総会終了時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ・ただし、最初の代議員は、令和8年度中に支部ごとに最初の代議員の選出を行い、すべての支部で最初の代議員が選出された時点で代議員の任期が始まるものとし、その任期は令和10年度定時社員総会終了時までとする。
- ・最初の代議員の任期が始まった時点で、令和8年度の支部幹事の任期は終了するものとする。
- ・令和8年度からの役員(理事, 監事)の任期は、現在の定款に従い、2年として令和10年度定時社員総会の終了までとする。したがって、令和9年度は、支部幹事により選出された役員によって引き続き理事会を構成し、総会は代議員により構成される。
- ・代議員制における最初の役員(理事, 監事)候補者選出は、令和9年度中に行われる選挙で選出された令和10, 11年度代議員候補者によって行われるものとする。

これについては、臨時総会に向けて、また総会後も、水産学会ホームページで意見聴取を行っていきます。